

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : パナソニック環境エンジニアリング (株)

業者の住所 : 大阪府吹田市垂水町 3-28-33

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 7 月 25 日 ~ 2025 年 10 月 24 日
(3ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

パナソニック環境エンジニアリング株式会社が建設業法の規定により、監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当する。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 1 略 1 2 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第 100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） 1 3 ~ 1 5 略	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内